

鶴岡市農業委員会第 25 回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 4 年 1 2 月 1 3 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 石井 光明 2 番 渡部 長和 3 番 小林 義一 4 番 佐藤 みほ 5 番 工藤 久子 6 番 大沼 恒司 7 番 高橋 好博 8 番 金野 匡良 9 番 新館 登 10 番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 石川 守 3 番 齋藤 功 4 番 井上 佳奈子 5 番 碓氷 伸 6 番 齋藤 力 7 番 高橋 聡 8 番 丸山 伸一 9 番 高橋 文雄 10 番 前田 浩 11 番 佐々木 貢昌 13 番 伊藤 由紀子 14 番 亀井 龍夫 15 番 清野 吉喜
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	12 番 鈴木 聡 推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 柊士 羽黒分室調整主任 井上 克浩 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主任 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、12 番 鈴木聡推進委員より提出されております。定足数に達しておりますので、ただ今より第 25 回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め 1 番 石井 光明委員と、2 番 渡部 長和委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて 報告第4号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて≫
	(説 明) ≪報告第4号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について≫
	(説 明) ≪報告第5号 農地の転用事実に関する照会について≫
議 長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
事 務 局	議案書に訂正がございますので修正をお願いいたします。22ページの鶴19ですが西部案件となりますので削除をお願いします。
議 長	それでは、鶴19は除いて審議を行います。これは3条案件ですので、現地調査について担当の委員の報告を求めます。 3番 齋藤 功推進委員。
3番推進委員	3番推進委員齋藤です。藤15・藤16、共に親子間での貸借権の設定でありまして、共に、きちんと農業をされていることから問題ないと判断いたしましたので報告いたします。
議 長	ありがとうございます。 5番 碓氷 伸推進委員。
5番推進委員	5番羽黒の碓氷です。羽13と14番ですが、12月5日午後2時半より丸山委員、事務局2名と私の計4名で、現地確認をしに現場近くまで行きましたが、雪が多く確認することができませんでした。そのため、羽黒地域農用地利用等調整委員会で航空写真で確認を行い、また関係者への聞き取りを行いました。羽13番と14番は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしておりましたので報告します。補足ですが羽13番の集積の賃貸借の再設定を3条で行う件ですが、以前集積で契約できたのは■■■■さんが認定新規就農者制度の前身となる制度を活用していたためです。以上です。
議 長	ありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 2 号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	ありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 利用状況調査に係る非農地の判断について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 3 号 利用状況調査に係る非農地の判断について》
議 長	ありがとうございます。これは、非農地判断に関わる案件ですので、現地調査について担当の委員の報告をお願いいたします。 15 番 清野 吉喜推進委員。
15 番推進委員	15 番 推進委員清野です。この案件につきまして、令和 4 年 8 月 25 日、農業委員及び推進委員を含む朝日地域農地利用調整委員会の委員延べ 8 名で、現地調査を行いました。現地が中山間で行けない場所は、道路からの遠景による目視と航空写真を利用して調査しました。議案の 20 筆は既に森林の形相であり、農地として利用することは困難であり、またその土地を農地として復元しても、継続して利用することはできないと見込まれることから、調整委員会の判定会議にて非農地と判断しましたことを報告いたします。
議 長	ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 利用状況調査に係る非農地の判断について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により議案第3号 利用状況調査に係る非農地の判断については原案通り決しました。 以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">閉 会 午前10:05</p>
	<p>議 長 _____ 佐久間 豊 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 石井 光明 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 渡部 長和 _____</p>